

新たに設置された附属機関等に係る協議結果（一覧）

～会議の公開・市民公募委員の選任について～

① 京都市再犯防止推進会議（第1回会議：令和2年2月）保健福祉局 保健福祉総務課		
懇談会	<会議の公開> 公開	<市民公募委員> 公募しない
<目的> 再犯の防止等の推進に関する法律（平成28年法律第104号）第8条第1項に規定する地方再犯防止推進計画の策定、変更及び運用に当たり、再犯防止の推進に関する有識者及び関係者から意見聴取を行うことを目的とする。	再犯防止の推進に関する学識経験者、再犯の防止等に関する活動を行う民間団体の役職者、関係行政機関の役職者等からそれぞれの専門分野における知識や経験に基づく意見の聴取を目的としており、特に専門性が高いものであるため。	
	<市民協働推進担当の意見> 会議の公開については問題なし。 委員公募については行わないとされているが、公募しない理由として「再犯防止の推進に関する学識経験者、再犯の防止等に関する活動を行う民間団体の役職者、関係行政機関の役職者等からそれぞれの専門分野における知識や経験に基づく意見の聴取を目的として実施するため、専門的な知識が必要であるから」とあり、要綱設置の懇談会等において、特定分野の企業・団体等から意見聴取等を行うことを主な目的としているもので、特に専門性が高いものであるため、公募委員を選任することは困難であると認める。	
② 元新道小学校跡地活用に係る契約候補事業者選定委員会（第1回会議：令和2年3月）行財政局 資産活用推進室		
附属機関	<会議の公開> 一部非公開	<市民公募委員> 公募する（募集人数：1名）
<目的> 元新道小学校跡地活用に係る契約候補事業者を選定するに当たり、専門的な見地からの提案審議等を行うため、有識者等による契約候補事業者選定委員会を設置する。	法人等の事業活動に関する情報及び審議・検討・協議情報に該当するため	
	<市民協働推進担当の意見> 非公開部分では、法人等の事業活動に関する情報及び審議、検討、協議情報を取り扱うため、「京都市情報公開条例第7条」第2号及び第5号に当てはまるため、一部非公開。 委員公募については問題なし。	